

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金																
補助事業等の標目	公共用水域の水質汚濁を防止し、市民の生活環境の保全を図るため																
補助事業等の対象者	<p>下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により策定された事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の地域又は下水道の整備が7年以上見込まれない下水道事業計画区域内の地域において専用住宅に小型合併処理浄化槽（以下「合併浄化槽」という。）を設置（入替えによる設置を含む。以下同じ。）する者とする。ただし、次に掲げる者は、補助事業等の対象者から除くものとする。</p> <p>(1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに合併浄化槽を設置する者</p> <p>(2) 専用住宅を借りている者で、合併浄化槽を設置することについて、賃貸人の承諾が得られない者</p> <p>(3) 専用住宅を販売する目的で、合併浄化槽を設置する者</p> <p>(4) この取扱基準による補助金の交付を受けてから20年を経過していない合併浄化槽の入替え（当該合併浄化槽の継続使用により住宅の増築、改築等に支障がある場合、当該合併浄化槽を使用している住宅の建て替えに伴う場合、災害又は火災により当該合併浄化槽が使用できなくなった場合及び市長が必要と認める場合を除く。）を行う者</p>																
補助対象経費	合併浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。）																
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準（日本工業規格A3302-2000）に基づき、専用住宅の延べ面積、使用状況等により適正に算定された人槽ごとに、予算の範囲内において、別表1のとおりとする。ただし、市長が特別な事情があると認めた地域については、別表2のとおりとする。</p> <p>別表1</p> <table border="1" data-bbox="456 1554 893 1771"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>332,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>548,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="456 1832 893 2040"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>482,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>564,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>698,000円</td> </tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	332,000円	7人槽	414,000円	10人槽	548,000円	人槽区分	限度額	5人槽	482,000円	7人槽	564,000円	10人槽	698,000円
人槽区分	限度額																
5人槽	332,000円																
7人槽	414,000円																
10人槽	548,000円																
人槽区分	限度額																
5人槽	482,000円																
7人槽	564,000円																
10人槽	698,000円																

	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	平成3年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 公共用水域の水質汚濁を防止するため3年を超えて補助する事が必要
情 報 の 公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	<p>【事前確認】</p> <p>1 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付申請を行う前に、次に掲げる書類を市長に提出し、補助事業等の対象者の要件に適合するか確認を受けなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金事前確認申込書 (2) 諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金人槽申請理由書 (3) 設置予定場所の位置図 (4) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【交付申請】</p> <p>2 補助事業等の対象者の要件に適合することの確認を受けた者は、設置工事を着工する10日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金交付申請書（様式第2号-1） (2) 審査機関の審査を終了した合併処理浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し (3) 補助事業に係る経費の見積書の写し (4) 設置場所の位置図 (5) 設置配管図（放流経路がわかるもの） (6) 合併浄化槽工事請負契約書の写し (7) 専用住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書 (8) 全浄協登録浄化槽管理票（C票） (9) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【変更・中止申請】</p> <p>3 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた事業を変更し、又は中止しようとするときは、諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金変更等申請書（様式第4号-1）を市長に提出しなければならない。</p> <p>【実績報告】</p> <p>4 補助金の交付決定を受けた者は、当該決定を受けた合併浄化槽の設置工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該交付決定を受け</p>

	<p>た日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金実績報告書(様式第5号-1)</p> <p>(2) 合併浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し</p> <p>(3) 合併浄化槽法定検査依頼書の写し</p> <p>(4) 補助事業に係る経費の領収書の写し</p> <p>(5) 工事写真</p> <p>(6) 工事施行状況点検表</p> <p>(7) 補助金交付決定通知書の写し</p> <p>(8) 維持管理に関する誓約書</p> <p>(9) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【補助金支払請求】</p> <p>5 補助金の交付額の確定を受けた者は、諏訪市小型合併処理浄化槽設置事業補助金支払請求書を速やかに市長に提出しなければならない。</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 市民環境部 環境課 環境保全係</p>

平成25年 8月 5日 一部改正

平成30年 1月31日 一部改正 (平成30年 4月 1日 施行)

令和元年 5月20日 一部改正 (令和元年 5月20日 施行)

令和 3年 2月 1日 一部改正 (令和 3年 4月 1日 施行)